

保育園キッズハウス川口園 第2保育室 運営規程

この規程は、キッズハウス・サポート・サービス株式会社が設置する保育園キッズハウス川口園第2保育室（以下「当園」という。）の運営に関して、川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）を踏まえ、必要な事項を定めるものとする。

（施設の目的）

第1条 当園は、保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園は、当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。

2 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

3 当園は、利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4 当園は、この規程に定めるもののほか、児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

（提供する保育等の内容）

第3条 当園は、地域型保育事業の特性に留意し、次に掲げる保育等を提供するものとする。

- (1) 特定地域型保育
- (2) 延長保育

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当園における職員の職種等については、次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
管理者	1名	当園の運営管理全般、職員の指揮監督
保育士	5名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
保育従事者	8名	保育業務の補助
調理員	0名	給食調理業務
事務員	0～1名	事務全般
嘱託医	2名	内科医1名、歯科医1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くものとする。

(開園時間等)

第5条 当園の開園時間等は、次のとおりとする。

開園日	月曜日から土曜日まで		
開園時間	(月～金曜日)7時30分から19時00まで		
	(土曜日)7時00分から18時00分まで		
保育標準時間	延長保育時間	朝	時 分から 時 分まで
		夕	月～金曜日：18時30分から19時00分まで 土曜日：なし
	保育短時間		9時00分から17時00分まで
	延長保育時間	朝	7時30分から9時00分まで
夕		月～金曜日：17時00分から19時00分まで 土曜日：17時00分から18：00分まで	

(休園日)

第6条 当園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用者負担額等)

第7条 当園の特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額は、川口市が定めるものとし、利用乳幼児の保護者は、当該利用者負担額を当園に対し支払うものとする。

2 当園は前項に掲げるもののほか、条例第43条第3項及び第4項に規定する費用について次のとおり定めるものとし、園外保育及び保育内容の充実の為に利用乳幼児の保護者の同意を得たうえで、当該保護者から支払いを受けるものとする。

費用の種類	金額	支払を求める理由
入園備品代	実費 (業者価格)	通園バック・スモック等
0歳児 延長保育代	15分 250円	契約外保育を行う場合
1・2歳児 延長保育代	15分 200円	契約外保育を行う場合
遠足・イベント代	随時、実費徴収	交通費、入園料金、衣装等
教材費(1歳以上)	実費 (業者価格)	ハサミ・クレヨン・粘土など
共済掛金	315円	災害共済(日本スポーツ振興センター)

3 条例43条第3項に規定する費用における前項の同意については、文書による同意を得るものとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は19名とし、内訳は次のとおりとする。

0歳児	3名
1歳児	8名
2歳児	8名

(利用開始に関する事項)

第9条 当園の利用を希望する場合は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に申込みを行うものとする。

- 2 利用の申込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、当分の間、川口市が利用調整を行うものとする。
- 3 当園は、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書等を交付して説明を行い、当園の利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

(利用終了に関する事項)

第10条 利用乳幼児が当園の利用を終了しようとする場合は、当分の間、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。

- 2 当園の利用の終了に際しては、利用乳幼児について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、利用児童に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

(当園の利用にあたっての留意事項)

第11条 当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 登園時及び降園時は、備え付けのタブレットで保護者が打刻するものとする。
- 2 延長発生は、打刻時間により15分単位で課金するものとする。
- 3 欠席する際は、保護者からの電話連絡をもって行うこととする。
- 4 保護者以外のお迎えは、当園の証明書提示以外は、引き渡しをしないものとする。
- 5 発熱や緊急時に連絡可能な電話番号を明記し、直ぐお迎えに来るものとする。
- 6 感染症時の登園停止等については、厚生労働省の指導に準じて行うものとする。
- 7 警報発令時の登園停止等については、別に定める「非常災害時対応マニュアル」に従って行うものとする。
- 8 登園時は、利用乳幼児が屋内に入るまで、保護者の責任において行うこととし、降園時は、屋外に出た時点で、保護者の責任において行うこととする。
- 9 保育料などの支払いは、期限内に指定口座に振込を行うものとする。その際の振込手数料は保護者負担とする。
- 10 離乳食初期、強度アレルギーに関しては、保護者同意の上 持参にて対応する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 当園の職員は、特定地域型保育の提供時において、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、前項の場合における対応について「緊急時対応マニュアル」を別に定めるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 当園は、自然災害、火災その他の災害に対して、利用乳幼児の安全の確保を図るものとする。
- 2 当園は、前項の目的を達成するため、非常災害に対する対策について「非常災害時対応マニュアル」を別に定めるものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 当園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 当園は、当園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らすことないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

(平等原則)

- 第15条 当園においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第16条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならないものとする。

(連携施設)

- 第17条 当園は、特定教育・保育を実施する、キッズランド金山町園、松原幼稚園、ふるーる川口本町園と連携を図るものとする。
- 2 前項の連携の内容等については、別に締結する協定書に定めるものとする。

(相談、苦情処理等)

- 第18条 当園は、利用乳幼児の保護者等からの特定地域型保育の提供に関する相談や苦情を受け付けるための体制を整備するものとする。

(記録の整備)

第19条 当園は、利用乳幼児に対する特定地域型保育の提供に関して、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保管するものとする。

- (1) 条例第49条に規定する記録
- (2) 条例第50条に規定する通知に関する記録
- (3) 利用乳幼児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に対して採った処置等の記録

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規定の一部を改訂し、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規定の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この規定の一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規定の一部を改訂し、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この規程の一部を改訂し、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この規程の一部を改訂し、令和4年4月1日から施行する。
- 8 この規程の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。
- 9 この規程の一部を改訂し、令和7年4月1日から施行する。
- 10 この規程の一部を改訂し、令和8年4月1日から施行する。